

雇用保険新規加入の手続きについて

- ◎ 労働保険関係成立届事業主控 } 管轄の労働基準監督署に提出後の
 ◎ 労働保険概算保険料申告書事業主控 } (控)をお持ちください。

◎ 雇用保険適用事業所設置届

<添付書類>

- ① 法人の場合は**商業登記簿謄本履歴事項全部証明書**（3か月以内に発行されたもの）
 個人事業の場合は**事業主の世帯全員の住民票の写し**
 （個人番号省略で3か月以内に発行されたもの）
 - ② 事業実態が確認できる書類（・はそれぞれ一式）（1点以上）
 許認可業・・・**営業許可書、認可通知書等、許認可を得ていることが確認できる書類**
 許認可業以外・・・**代理店契約書、業務請負契約書、原料買付・出荷・売上伝票、**
（事業内容が分かる）納品・請求・領収書 等事業活動が行われていることがわかる資料
- ◆ 事業所の所在地が、**商業登記簿謄本や住民票の記載と異なる場合は、**
公共料金の請求書、賃貸借契約書 等 事業所の所在地が明記されている書類も添付して
 ください。
 ※上記で確認がとれない場合は、法人設立届又は個人事業開業届 等 税務関係書類

※上記はいずれも原本にて確認いたします。

◎ 雇用保険被保険者資格取得届（被保険者1人につき1枚）

<添付書類>

- ① 労働者名簿
 - ② 入社時から直近までの出勤簿かタイムカード
 - ③ 入社時から直近までの賃金台帳か給与明細
 - ④ **労働条件通知書** 等（労働基準法第15条に規定された労働条件が確認できる書面）
 ※雇用保険の加入要件（次の2つの要件を両方満たす方）
 - ・ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
 - ・ 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること。
- ◆ 前職のある方は雇用保険被保険者番号を確認し記入してください。
 （不明な場合は資格取得届の備考欄に前職の事業所名を記入してください。）
- ◆ 番号確認と身元確認の本人確認を行った上で、個人番号（マイナンバー）を記入してください。
- ◆ **6か月以上遡って取得する場合は、さらに 遅延理由書 源泉所得税領収済通知書**
社会保険の加入日が確認できる書類 給与振込実績が確認できる通帳 等が必要です。
- ◆ 法人の役員、事業主と同居の親族、昼間学生は原則加入できません。

注意事項

- ・十分に確認が取れない場合は、上記以外の書類をご提出いただくことやお預かりさせていただくことがあります。
- ・各ハローワークの受付は、平日（祝日、年末年始を除く）の午前8時30分から午後4時までとなっておりますが、オンラインで処理しておりますので、時間に余裕を持ってお越しください。

【お問い合わせ】 ハローワーク梅田 雇用保険適用課 適用係

〒530-0001 大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル16階

TEL 06-6344-8609（部門コード：21#） FAX 06-6344-0840

加入手続きの流れ

①労働基準監督署

- ・ 労働保険関係成立届
- ・ 労働保険概算保険料申告書



②ハローワーク

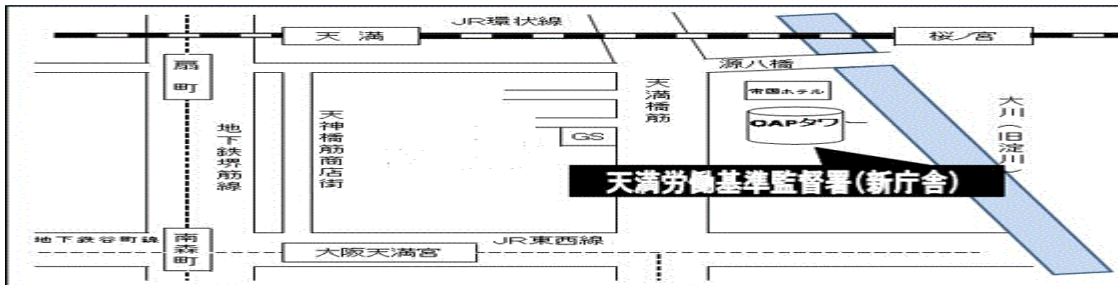
- ・ 雇用保険適用事業所設置届
- ・ 雇用保険被保険者資格取得届

天満労働基準監督署

【管轄区域】 北区・都島区・旭区

〒530-6007 大阪市北区天満橋1-8-30 OAPタワー 7F

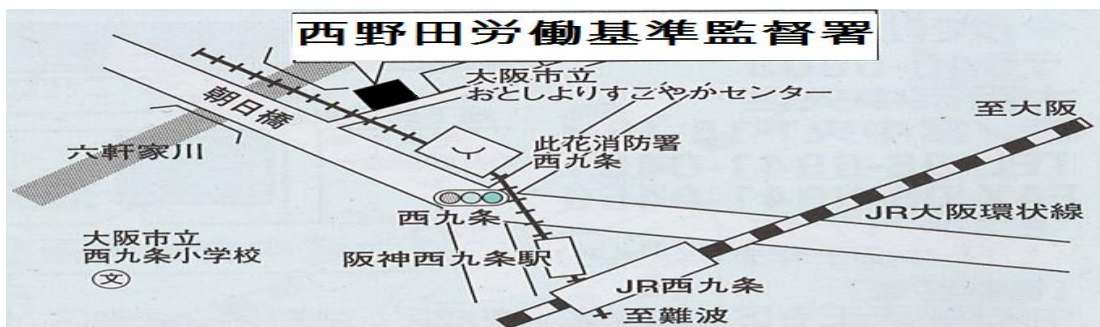
Tel 06-7713-2005



西野田労働基準監督署

【管轄区域】 此花区・西淀川区・福島区

〒554-0012 大阪市此花区西九条5-3-63 Tel 06-7669-8788



【登録印について】

押印は、事業所印と役職印の両方です。事業所名が含まれる役職印を使用する場合は事業所印を押印しなくても結構です。役職印が存在しない場合は私印でも結構です（スタンプ不可）。全ての押印欄に同一印を押印願います。

・ 各種届書の事業所印、事業主印について

1. 事業所印、事業主印が含まれている場合の例



2. 事業所印、事業主印が別になっている場合の例

(1) 役職印の場合



(2) 役職印がない場合（私印）

